

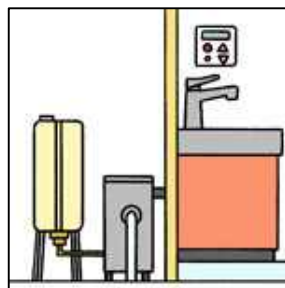
きちんと登録、しっかり点検 ～長期使用製品安全点検制度～

製品は長く使い続けることによって部品などが劣化し、事故が発生するおそれが高まるため、長期間にわたって使用した製品（長期使用製品）は点検が必要となります。特に所有者による点検が困難で、経年劣化により重大な事故が発生するおそれが高い製品は、「長期使用製品安全点検制度」における「特定保守製品^{※1}」に指定されています。新たに特定保守製品を購入した方は、所有者情報を製造・輸入事業者に登録すること及び点検を受けることの責務があります。制度開始当時は9品目であった特定保守製品のうち、7品目が今年8月に指定から外れました^{※1}。一方で、指定継続となった「石油給湯機」と「石油ふろがま」の2品目は、特に事故が発生するおそれが高く、注意が必要です。事故を防ぐため、きちんと登録を行い、点検の時期を迎えたらしっかりと点検を受けるようにしましょう。また、不具合が判明した際には、放置せず、修理などの対応をとることも重要です。

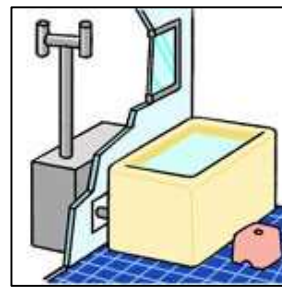
NITE（ナイト）に通知があった事故のうち、経年劣化が要因となった特定保守製品の事故^{※2}は、2016年から2020年までの5年間に43件^{※3}発生し、いずれも火災に類する事故となっています。

制度開始以前（2009年3月以前）に製造・輸入された石油給湯機、石油ふろがまについても、同様に事故が発生するおそれが高いため、点検を受けることが強く望まれます。

特定保守製品（2品目）



石油給湯機



石油ふろがま

■事故を防ぐポイント

- 特定保守製品を購入する際は、購入時に所有者情報の登録を行いましょ。登録は、添付された所有者票の送付のほか、インターネットなどから行います。既に製品をお持ちで、未登録の方は今からでも登録を行ってください。
- 所有者情報を登録した方には点検の案内が届きます。案内に沿って点検を受けてください。
- 少しでも不具合に気付いたら放置せず、整備・修理、使用中止の対応をとってください。



石油給湯機からの発煙（再現実験）

(※1) 令和3年8月1日に消費生活用製品安全法施行令が改正され、特定保守製品に指定されていた7製品（屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用/LPガス用）、屋内式ガスふろがま（都市ガス用/LPガス用）、ビルトイン式食器洗機、密閉燃焼式石油温風暖房機、浴室用電気乾燥機）が指定から外れました。

(※2) 長期使用製品安全点検制度の施行以前に製造・輸入された特定保守製品に該当する製品の事故も含む。

(※3) 消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故に加え、事故情報収集制度により収集された非重大製品事故やヒヤリハット情報（被害なし）を含みます。

1. 特定保守製品（石油給湯機及び石油ふろがま）の事故

1-1. 事故発生状況

2016年から2020年に発生した経年劣化が要因となった特定保守製品（石油給湯機及び石油ふろがま）の事故は43件でした。

1-1.1. 年度別の事故発生件数

図1に経年劣化が要因となった特定保守製品（石油給湯機及び石油ふろがま）の事故43件の「年別 事故発生件数」を示します。特定保守製品の事故は毎年発生しており、いずれも火災に類する事故となっています。

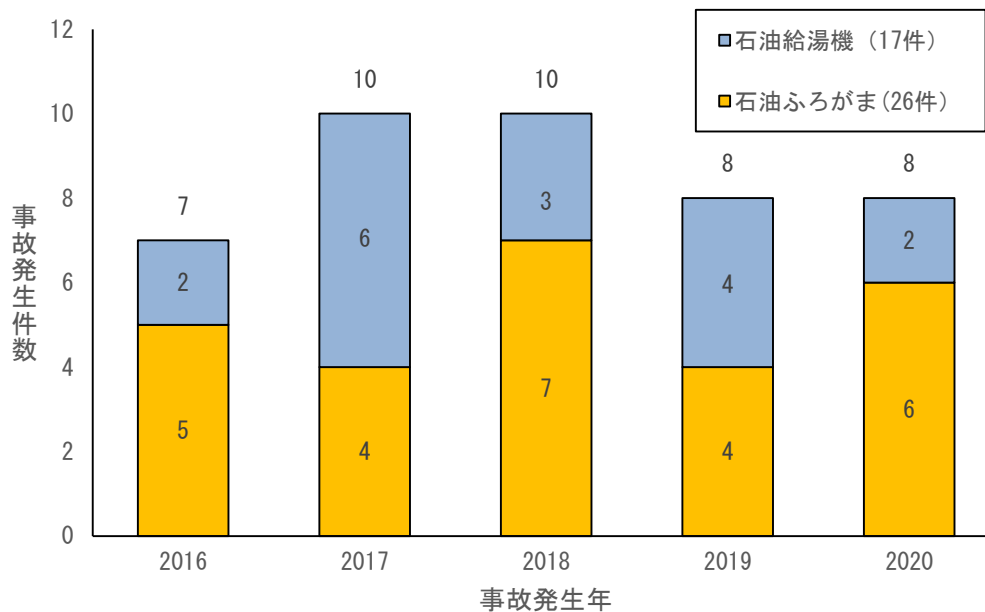


図1 年別 事故発生件数

1-1.2. 被害状況別 事故発生件数

表1に経年劣化が要因となった特定保守製品（石油給湯機及び石油ふろがま）の事故43件の「製品別 被害状況別 事故発生件数」を示します。

表1 被害状況別 事故発生件数

	拡大被害	製品破損	総計
石油ふろがま	12	14	26
石油給湯機	9	8	17
総計	21	22	43

※ 「拡大被害」：製品そのものが発火・発煙し、周囲に延焼したもの
「製品破損」：製品そのものが発火・発煙したもの

1-1.3. 点検実施状況

経年劣化が要因となった特定保守製品（石油給湯機及び石油ふろがま）の事故43件のうち、過去10年以内に点検（修理のための点検を含む）を受けていたことが確認できたのは、5件でした。

1-2. 石油給湯機及び石油ふろがまの事故事例

(1) 2020年5月(岡山県、製品破損、**使用期間約17年**)

【事故の内容】

石油給湯機付近から異音が生じて出火し、本体が焼損した。

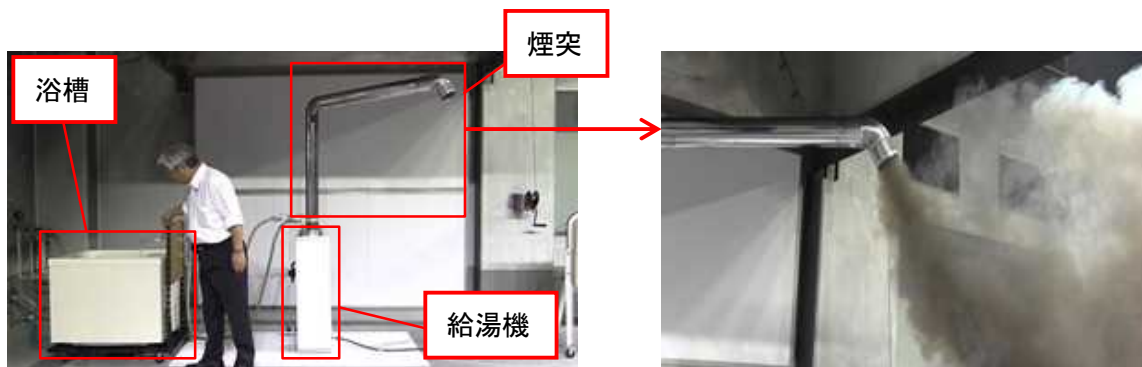
【事故の原因】

石油給湯機の長期使用(17年)により、内部の基板が劣化して電磁弁の閉弁が遅くなったことで、燃料がノズルから滴下して本体内部に溜まり、溜まった燃料にバーナーの炎が引火したものと考えられる。

なお、使用者は事故の2~3週間前から、繰り返しエラーが生じるなど不調であること認識していた。また、事業者による点検を受けたことはなかった。

【SAFE-Lite 検索キーワード例】

石油給湯機、長期使用



石油給湯機の異常燃焼(再現実験)

(2) 2020年12月(栃木県、製品破損、**使用期間約18年**)

【事故の内容】

石油ふろがまの点火操作を繰り返したところ、本体から出火した。

【事故の原因】

石油ふろがまの長期使用により着火不良が生じ、安全装置が作動していたが、使用者は着火不良を認識していたにもかかわらず、安全装置をリセットして繰り返し着火操作を行ったため、着火不良により生じた未燃灯油が本体底部に溜まり、溜まった灯油にバーナーからの炎が引火したものと考えられる。

なお、取扱説明書には、「火災の原因となるため、安全装置が作動したときは何度もリセットを繰り返さない。」旨、記載されている。

また、使用者は業者による点検を受けた際、「部品がなく修理が出来ない」として、買い換えを勧められたが、使用を継続していた。



石油ふろがま

【SAFE-Lite 検索キーワード例】

石油ふろがま、長期使用、着火不良

特定保守製品の気を付けるポイント

○不具合を放置して使用を続けない。

点検により重大な不具合が判明したり、異音・発煙などの異常があったり、繰り返しエラーになるなどの不具合が生じたりしている場合、整備・修理を受けないまま使用を継続すると、発火などの事故に至るおそれがあります。整備・修理を行うか、使用を中止してください。詳細は製造・輸入事業者にご相談ください。

○修理ができない古い製品は買い替えを検討する。

製造時から長期間が経過して、部品の在庫が無いなどで修理ができない古い製品は、部品が劣化するなどして火災のおそれがあるため、買い替えをお勧めします。


1-3. 長期使用製品安全点検制度

消費者自身による保守が難しく、経年劣化による重大事故の発生のおそれが高い「石油給湯機」、「石油ふろがま」を「特定保守製品」とし、その製造・輸入事業者（特定製造事業者など）、販売事業者など（特定保守製品取引事業者）、関連事業者、消費者など（所有者）それぞれが適切に役割を果たして経年劣化による製品事故を防止するための、消費生活用製品安全法に基づく制度です。

1-3.1. 所有者の責務

(ア) 製造・輸入事業者への所有者情報の登録の責務

特定保守製品（石油給湯機及び石油ふろがま）の所有者は、製品の製造・輸入事業者に対して所有者情報の登録を行ってください。所有者票に記入して送付する方法のほか、ホームページからの所有者情報の登録が可能な製造・輸入事業者もありますので、ご確認ください。

<p>料金受取払</p> <table border="1"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table> <p>(受取人)</p> <p>××局私書箱××号</p> <p>株式会社 △△△</p> <p>お客様カード登録係り 行</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">特定保守製品</th></tr></thead><tbody><tr><td>1. 製品名</td><td>石油ふろがま</td></tr><tr><td>2. 型式</td><td>AB-CD11</td></tr><tr><td>3. 特定製造事業者等名</td><td>株式会社△△△ 東京都〇〇区〇〇町1-11-1</td></tr><tr><td>4. 製造年月</td><td>20XX年XX月</td></tr><tr><td>5. 設計標準使用期間</td><td>〇〇年</td></tr><tr><td>6. 点検期間</td><td>20YY年YY月～20ZZ年ZZ月</td></tr></tbody></table> <p>販売事業者(特定保守製品取引事業者)記入欄</p> <table border="1"><tr><td>販売事業者名:</td><td></td></tr><tr><td>電話番号: () -</td><td></td></tr><tr><td>説明年月日: 20XX年 月 日</td><td></td></tr></table>								特定保守製品		1. 製品名	石油ふろがま	2. 型式	AB-CD11	3. 特定製造事業者等名	株式会社△△△ 東京都〇〇区〇〇町1-11-1	4. 製造年月	20XX年XX月	5. 設計標準使用期間	〇〇年	6. 点検期間	20YY年YY月～20ZZ年ZZ月	販売事業者名:		電話番号: () -		説明年月日: 20XX年 月 日		<p style="text-align: right;">お客様控え</p> <p> 特定保守製品の登録と点検を</p> <p>■お客様へ(法定説明事項)</p> <p>本製品は、長期使用製品安全点検制度(消費生活用製品安全法)の対象製品(特定保守製品)です。この製品の所有者には、法律上、以下のことが求められています。</p> <ul style="list-style-type: none">●所有者登録 裏面の登録方法に沿って所有者登録を行って下さい。 ※販売者に登録手続きの代行を要請することも可能です。●法定点検(有償) 当社が送付する点検のご案内に沿って、点検をお申し込み下さい。 <p style="text-align: center;">長期使用製品安全点検制度</p> <p>本製品は長年の使用により部品等が劣化し、火災等の事故に至る可能性があります。本制度は経年劣化事故の未然防止のため、お客様のご依頼に応じ、メーカーが点検(有償)を実施する制度です。</p> <p style="text-align: center;">所有者登録 → 点検のご案内 → 点検のお申し込み → 当社点検員による点検</p> <p>※1 所有者情報に変更があった場合は、変更手続きが必要です。【変更方法は、裏面をご覧下さい。】 ※2 点検時期のみに当社から点検のご案内が届きます。</p> <p>■販売事業者(特定保守製品取引事業者)様へ</p> <ul style="list-style-type: none">・販売事業者は、消費生活上、製品をお客様に引き渡す際、上記項目を説明する義務、所有者登録の協力義務があります。・販売事業者は、所有者から要請があった場合は、登録手続きの代行をお願い致します。 <p>■販売事業者(特定保守製品取引事業者)記入欄</p> <table border="1"><tr><td>販売事業者名:</td><td></td></tr><tr><td>電話番号: () -</td><td></td></tr><tr><td>説明年月日: 20 年 月 日</td><td></td></tr></table>	販売事業者名:		電話番号: () -		説明年月日: 20 年 月 日	
特定保守製品																																		
1. 製品名	石油ふろがま																																	
2. 型式	AB-CD11																																	
3. 特定製造事業者等名	株式会社△△△ 東京都〇〇区〇〇町1-11-1																																	
4. 製造年月	20XX年XX月																																	
5. 設計標準使用期間	〇〇年																																	
6. 点検期間	20YY年YY月～20ZZ年ZZ月																																	
販売事業者名:																																		
電話番号: () -																																		
説明年月日: 20XX年 月 日																																		
販売事業者名:																																		
電話番号: () -																																		
説明年月日: 20 年 月 日																																		

所有者票 (例)

(イ) 点検を受けるなどの保守の責務

特定保守製品（石油給湯機及び石油ふろがま）の所有者は製品に表示されている点検期間中に点検を受けてください。所有者情報を登録していれば、点検が必要な時期に点検通知が来ます。なお、点検や点検により必要と判断された整備・修理は有料です。

表面

ミシン目

往復郵便はがき

X

X

X

X

X

X

X

往信

〇〇県〇〇市〇〇区
〇〇町***

日本 太郎様

〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町***

株式会社ABC お客様部
法定点検推進部 点検相談係

X

X

X

X

X

X

往復郵便はがき

X

X

X

X

X

X

X

返信
(受取人)

XX局私書箱XX号

株式会社ABC お客様部

法定点検推進部 点検相談係

1. 所有者
日本太郎様 〇〇県〇〇市〇〇区 〇〇町***

2. 製品名 XX-XXXXXX

3. 製造年月 20XX年XX月

4. 製造番号 XXXX-XXXXXX

5. 設計標準使用期間 △△年

6. 点検期間 20XX年XX月～20XX年XX月

X

X

X

X

X

X

SAQ8491

裏面

法定点検のお知らせ

日頃は弊社XX-XXXX製品をご愛用頂き誠にありがとうございます。さて、お客様がご使用されています 石油ふろがま について設置購入時に所有者票を返送頂きましたが、ご使用期間が設計標準使用期間(10年)に近づいております。ガス瞬間湯沸器は経年劣化によって危害を及ぼす恐れがあり、消費生活用製品安全法で設計標準使用期間の経過に伴い、適切な保守点検を受けて頂くよう定められております。

下記の期間内に、必ず法定点検を受検して下さいようお願い申し上げます。
返信用はがきにて必要事項をご記入の上、お申込下さい。

■点検期間 20XX年XX月～20XX年XX月

法定点検受検でのご注意

- 別途、点検日はサービス会社から連絡させて頂きます。
- 法定点検は有償で、お客様のご負担となります。
費用概算: 約XXXX円(20XX年XX月現在)
※点検訪問時に、簡単に状態を確認し、整備を含めた費用概算(想定)を提示させていただきます。
- 点検の結果、点検整備・修理が必要となる場合があります。この場合、点検整備・修理費用は別途お客様ご負担となります。
- 本製品の整備用部品は、20XX年XX月まで保有しております。
- 法定点検を受検後も本製品をご使用いただく場合は、こまめな点検をすることが必要です。

株式会社ABC お客様部 法定点検推進部 点検相談係
電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
機ABCHP <http://www.abc.co.jp/>

1. 製品名	XX-XXXXXX
2. 特定製造	株式会社ABC
事業者等名	〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町**
3. 製造年月	20XX年XX月
4. 製造番号	XXXX-XXXXXX
5. 設計標準使用期間	△△年
6. 点検期間	20XX年XX月～20XX年XX月
7. 点検連絡先	株式会社ABC お客様部 法定点検推進部 点検相談係 0120-XX-XXXX

石油ふろがま法定点検依頼書

下記に必要事項ご記入の上、返送して下さい。

■所有者情報の変更
設置購入時に所有者票の返送を頂きご通知しましたが、変更がありましたら、ご記入願います。
・変更点

■お客様、電話番号 (ご確認記入)

名前		
電話	-	-

■法定点検期間 20XX年XX月～20XX年XX月
点検期間内での点検希望日をご記入下さい。
尚、点検時間は平日9:00～17:00です。

第一希望日:	20	年	月	日	()
第二希望日:	20	年	月	日	()
第三希望日:	20	年	月	日	()

別途、点検日はサービス会社から連絡させて頂きます。

■その他、ご希望がありましたらご記入して下さい。

お客様の個人情報は消費生活用製品安全法、個人情報保護法、及び当社規定により適切な安全対策のもとに管理し、法定点検、リコール等製品安全に関するお知らせをする以外には使用致しません。

点検通知はがき (例)

5 / 8

特定保守製品（石油給湯機及び石油ふろがま）購入から点検までの流れ



特定保守製品（石油給湯機及び石油ふろがま）を購入した所有者は、販売者から点検制度についての説明を受けます。

対象製品に同梱されている所有者票の「お客様記入欄」に必要事項を記入します。

※所有者の承諾があれば、販売者が所有者票を代行記入し、投函することができます。



製造・輸入事業者所有者登録が行われます。



製造・輸入事業者が設定した使用期間が経過

点検時期が来ると製造・輸入事業者から所有者に点検を促すための通知が届きます。



製造・輸入事業者に点検を依頼します。
所有者から点検依頼を行わなければ点検は実施されません。
通知が届いたら点検を受けましょう。



点検を受けます。
※点検は有料です。また、点検により整備・修理が必要と判断された場合も有料で行われます。

(経済産業省 HP より引用)

1-3. 2. 点検時期の確認方法

特定保守製品（石油給湯機及び石油ふろがま）には、製品本体に以下のような製品情報が表示されます。

また、製品本体が屋外に設置されるなど、表示が見えにくくなってしまう場合は、製品本体とともに遠隔操作装置（リモコン）などにも表示されています。

- 特定製造事業者などの氏名又は名称及び住所
- 製造年月
- 設計標準使用期間
- 点検期間の始期及び終期
- 点検その他の保守に関する問合せを受けるための連絡先
- 製造番号などの特定保守製品を特定するに足りる情報

製品本体の表示のイメージ

特定保守製品	
1. 特定製造事業者等名	株式会社ABC 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町* *
2. 製造年月	20XX年XX月
3. 製造番号	XXXX-XXXXXX
4. 設計標準使用期間	△△年
5. 点検期間	20XX年XX月～20XX年XX月
6. 問合せ連絡先	株式会社ABC お客様相談センター 0120-XX-XXXX

遠隔操作装置の表示のイメージ

特定保守製品	
1. 特定製造事業者等名	株式会社ABC
2. 設計標準使用期間	△△年
3. 問合せ連絡先	株式会社ABC お客様相談センター 0120-XX-XXXX
※製造年月、製造番号、点検期間については製品本体に記載	

設計標準使用期間

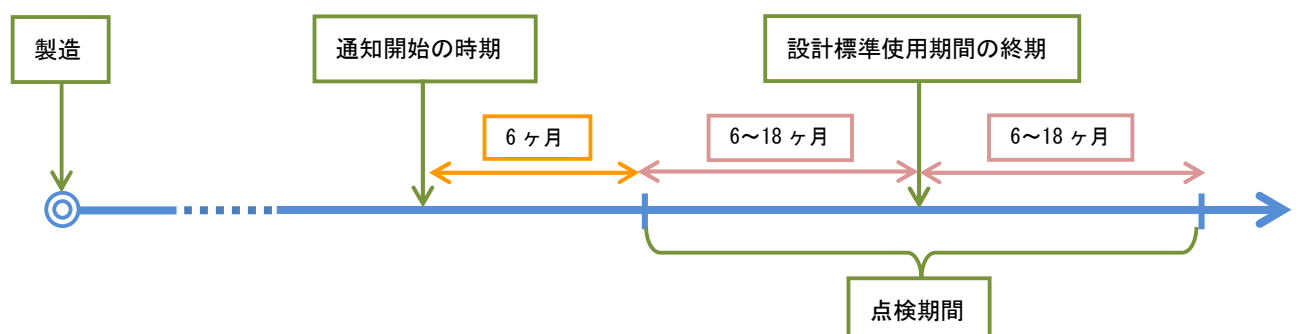
➤ 標準的な使用条件^{※5} の下で使用した場合に、経年劣化による安全上の支障がなく使用できることを科学的に確認または判断された期間が製造・輸入事業者により設定されています。

(※5) それぞれの特定保守製品の標準的な使用条件について JIS が制定されている。

点検期間

➤ 設計標準使用期間終期の前後 1～3 年間に設定されています。

点検期間開始日の 6 ヶ月前から、点検期間開始日までの間に所有者へ点検通知が送られます。



1-3. 3. 制度開始以前に製造・輸入された製品をお持ちの場合も、点検を受けましょう。

製品を長期にわたり使用している場合は、注意してご使用いただくとともに、安全上、点検を受けることをお勧めします。

点検の際には、製造・輸入事業者（特定製造事業者など）にご連絡ください。また、製品に異常があれば速やかに使用を中止してください。

事件事例を確認

○過去にどのような事故が発生しているか確認する。

NITE はホームページで製品事故に特化したウェブ検索ツール「SAFE-Lite (セーフ・ライト)」のサービスを行っています。製品の利用者が慣れ親しんだ名称で製品名を入力すると、その名称(製品)に関連する事故の情報が表示されます。

また、事件事例の【SAFE-Lite 検索キーワード例】で例示されたキーワードで検索することで、類似した事故が表示されます。



<https://www.nite.go.jp/jiko/jikoohou/safe-lite.html>

お問い合わせ先

独立行政法人製品評価技術基盤機構 製品安全センター 所長 古田 英雄
担当者 製品安全広報課 山崎、佐藤、岡田

Mail : ps@nite.go.jp

Tel : 06-6612-2066